



文写真・水上千之
(法学部)

この本は、タイトルが示すように日本の海洋法について書いたものである。日本は海洋国でありながら、これまで日本の海洋法についての本がなく（英文のものはあるが）、日本の海洋法についての本を書こうと思つたのが七、八年前のことである。もつともそれ以前にも私は、日本の海洋法の特定の分野に関する論文を書いていた。本にまとめる事を思つたからだ。

法学部の紀要である「広島法学」に、漁業水域、領海、大陸棚など個別のテーマごとに論文を発表し、それらに書き下ろしの部分を加えて、全体を整理統一したもののがこの本である。

この本の各個別のテーマはそれぞれ多くの資料を必要とした。この本のテーマに関連した資料集めのために、国会図書館や、海上保安庁、運輸省、外務省などを何回も出かけた。

国会図書館へはいつも地下鉄丸ノ内線で行つたが、国会議事堂前で降りてから、国会議事堂の裏の銀杏並木の長い道を国会図書館まで歩かなければならず、夏に荷物を持つているときには汗びっしょりになつた。せつかく行つても休みのときもあつた。

海上保安庁は、私が海上保安大学校に勤務していたときの教

え子を頼つて資料をもらいに行つた。運輸省や外務省も知り合いを頼りに行つた。農水省には知り合いがおらず、いきなりアボなしで出かけ、有益な資料入手したことが何回かある。

この本は、このようにして集めた資料あるいはその他の資料を使つてできあがつて、全體として海洋法に対する現在までの日本の態度を描き出そうとしたものである。

第二次大戦後、世界的に沿岸国は公海漁業が規制されるという傾向の中、こうした傾向に反対する人は戸惑いを感じていた日本の姿をこの本で書いたつもりである。しかし、それが読む人にどの程度伝わるか正直にいつ私はわからない。

このようにこの本は、海洋法に対する日本の態度を描きだすことが目的であるが、現在日本は海洋法について変化の時期を迎えている。

この本の出版が一九九五年二月であるが、そのときすでに日本がまもなく国連海洋法条約を批准することが予想されていた。実際にその後日本は、本年（一九九六年）六月二十日に国連海洋法条約を批准し、また批准少し前にこの条約の国内的実施のために新しい法律を制定し、あるいは既存の法律を改正した。

このような時期にあえてこの本を出版したのは、従来の日本の海洋法に関する法律の制定の背景、適用の状況あるいは問題点をまとめておくことが、それなりに意味のあることだと考えたからである。

国連海洋法条約の批准を控え海洋法に対する関心が高まっている時期に出版してタイミングがよかつたですね、という人もいたが、私自身としては、出版後しばらくして日本の海洋法の状況が変化し、記述の内容が少し古いものになつてしまふという時期に出版することになつて、タイミングが悪かったと思ってる。そして、これまでの日本の海洋法を記録に残しておくと、この本を出版してからいくらいふことで、自分なりにこの本の意味を見出そうとしている。

この本を出版してからいくらかのよい反応があつたので、私としては一安心している。すなはち、雑誌にこの本の書評が載つたり、あるいは水産業界の業界新聞に紹介されたりした。また、大学院の自分のゼミでこの本を教材として使つていて、それを知らせてくれた人もいる。

執筆の最後の段階で、広島大學の統合移転の最後の学部とし

て、学校教育学部とともに法学部・経済学部の移転があり、それに合わせて私の住居も変えたので、研究室と家の二つの引っ越しと執筆が重なり苦労をしたけれども、出版後の反応もこのようにわりによかつたことがあります。その苦労もいまはよい思い出になつていています。

出版を終えて一段落した今は、海洋法の別の問題にとりかかっているが、できれば今後も日本の海洋法を整理・分析する論文を書きたいと考えている。

（A5判 二四八頁）

三九一四円 有信堂萬文社発行

プロフィール

（みづかみ・ちゆき）

一九四二年富山県生まれ

一九七〇年東北大学院法学研究科博士課程退学

一九九五年博士（法学）

（東北大学）

教授 所属＝法学部国際関係講座

◆専攻＝国際法

